

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消等請求上告兼上告受理申立事件

国側当事者・国

平成25年12月11日棄却・不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年6月24日判決、本資料261号-113・順号11703)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年7月20日判決、本資料262号-156・順号12006)

決 定  
当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号法人税更正処分等取消等請求事件について、同裁判所が平成24年7月20日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文  
本件上告を棄却する。  
本件を上告審として受理しない。  
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

- 理 由
- 1 上告について  
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。
  - 2 上告受理申立てについて  
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。  
よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成25年12月11日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 千葉 勝美

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

## 当 事 者 目 録

|           |                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 上告人兼申立人   | A株式会社                                                                                   |
| 同代表者代表取締役 | 甲                                                                                       |
| 同訴訟代理人弁護士 | 升永 英俊<br>江口 雄一郎<br>小林 央典<br>津島 雄二<br>藤田 耕三<br>中山 慈夫<br>男澤 才樹<br>増田 陳彦<br>高仲 幸雄<br>中山 達夫 |
| 被上告人兼相手方  | 国                                                                                       |
| 同代表者法務大臣  | 谷垣 禎一                                                                                   |
| 同指定代理人    | 森下 麻友美                                                                                  |